

令和2年度答申第33号  
令和2年9月10日

諮問番号 令和2年度諮問第31号（令和2年8月7日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合において、当該事業に従事する労働者が所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代

わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）12条1号及び13条1号は、破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかつたものは、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (3) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号）4条2項）。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P社（以下「本件会社」という。）は、平成30年10月30日、破産手続開始の決定を受けた。

（破産手続開始等の通知書）

- (2) 審査請求人は平成30年5月15日まで本件会社の取締役であった者であるが、本件会社の破産管財人は、同年12月17日、審査請求人を被告とし、本件会社が遅くとも同年9月14日までに審査請求人に給与と称して支払った合計26万3654円は、審査請求人が本件会社に対し何らの債権も有していないのに支払ったものであるから否認されるべきであるとして、その返還を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

（履歴事項全部証明書、訴状）

- (3) 本件訴訟について、破産管財人と審査請求人との間に、平成31年1月8日、①審査請求人は破産管財人に対し26万3654円及び遅延損害金の支払義務があることを認める、②審査請求人は破産管財人に対し和解の席上で5万円を支払い破産管財人はこれを受領した、③破産管財人は審査請求人に対するその余の請求を放棄し、審査請求人に対する訴訟を取り下げる、④審査請求人と破産管財人は、本和解契約書に定めるほか何らの債権債務もないことを確認する、との内容の和解（以下「本件和解」とい

う。)が成立した。

(和解書)

(4) 審査請求人は、本件会社を退職した労働者であるとして、令和元年6月3日、処分庁に対し、支払期日を平成30年6月25日、同年7月25日及び同年8月25日とする定期賃金合計59万5622円のうち既払分26万3654円を除いた33万1968円が未払であること等の本件確認申請をした。

(確認申請書)

(5) 処分庁は、本件確認申請に対し、令和元年7月18日、「確認申請者が本件破産管財人との和解により、何らの債権債務もないことを確認しているため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

(不確認通知書)

(6) 審査請求人は、令和元年9月19日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和2年8月7日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件和解に当たって、破産管財人からは、本件会社に対する貸付金の請求権は失うという説明は受けたが、未払賃金の請求ができないとの説明はなかった。未払賃金のことがかかっていたら、本件和解をしていなかったと思う。

(審査請求書、反論書、再反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 本件和解の和解書に、審査請求人と破産管財人は「本和解契約書に定めるほか、何らの債権債務もないことを確認する。」との条項があり、この「何らの債権債務もない」とされている中に、審査請求人の主張する賃金債権が含まれているかどうか問題となる。
- 2 審査請求人が未払賃金が発生していると主張しているのは、平成30年6月25日支払分、同年7月25日支払分及び同年8月25日支払分であるところ、本件訴訟が提起されたのは同年12月17日、本件和解が成立したの

は平成31年1月8日であり、審査請求人が主張する期日の後であるほか、上記条項には何ら留保がされていないことを踏まえると、上記「債権債務」の範囲には審査請求人が主張する貸金債権も包含されていると考えるのが自然である。

審査請求人は、上記条項を含め、本件和解の和解書に署名及び押印をしていることから、客観的に貸金債権もないことが認められる。

- 3 よって、本件不確認処分は違法又は不当なものであるとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

審査請求人は、前記のとおり、本件会社を退職した労働者であるとして、合計33万1968円が未払貸金であることの確認を申請している。

しかし、本件においては、前記のとおり、破産管財人と審査請求人との間に本件和解が成立しており、その和解条項において、審査請求人と破産管財人との間に本件和解の契約書に定めるほか何らの債権債務もないことが確認されている。

本件和解成立時において、審査請求人の破産管財人に対する債権は何ら存在しないことが確認されているのであるから、審査請求人が確認を申請した未払貸金も、本件和解により存在しないことが確認されたことになる。

審査請求人は、本件和解について、当時審査請求人は本件会社に対して債権がありその請求はできなくなるとの説明は受けたが未払貸金の請求ができないとは聞いていないと主張するが、破産管財人は審査請求人に対し、審査請求人には役員報酬も貸金も発生していないとして本件訴訟を提起したものであり、その上で本件和解が成立し、何ら留保を付けず「審査請求人と破産管財人との間に何らの債権債務もないことを確認する。」とされたのであるから、貸金債権も含めて何らの債権債務もないことになったと認識できたはずであり、審査請求人の主張は採用できない。

- 3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史